

(別紙)

諮問番号：平成28年度諮問第5号

答申番号：平成28年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、次のとおり違法、不当である。

ア 特別児童扶養手当に関わる書類に原処分の理由として「提出された診断書により障害判定を行った結果、障害の軽減が認められる」と記載されているが、2年前に支給継続となった診断書の知能テストはIQ57であり、今回はIQ56であることから、障害の軽減は認められるとはいえないこと。

イ 本件対象児童は、6歳の時に自閉症とも診断を受け、不安、突然の出来事に対するの恐怖から自傷行動に出ることもあり、インターフォンや電話の対応に混乱するので一人にすることはできず、常に注意を必要としていること。

ウ 本件対象児童は、小学校1、2年程度の学習能力で、物事の理解力は幼児並みのところもあり、また、対人関係が不安、苦手なことから、会話による意思の疎通が一方的、極めて簡単なものになるため、他人との関わりでも支援が必要であること。

エ 本件対象児童は、手先を使う作業が不得意で、幼稚園の頃から現在まで作業療法に通っており、日常生活の身の回りのこと、食事の時などに手助けを必要としていることから、2級の基準に該当するとはいえないとの判断には納得がいかないこと。

オ 特別児童扶養手当認定診断書において精神医学的総合判定は「中度」と判定されており、原処分は主治医の判断を無視し、特別児童扶養手当認定診断書を全く考慮していないと考えること。

カ 知的障害の認定に当たっては「知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する」とあるにもかかわらず、原処分は知能指数のみで判断されており、日常生活の様々な困りごとを軽視していることから、不当と考えること。

(2) 処分庁の主張の要旨

特別児童扶養手当認定診断書において、IQが56で判定が「軽度」とされていること、「問題行動及び習癖」の具体的内容については、「日常生活に著しい制限を受ける又は加える」ほどの「不適応な行動」とまではいえないこと、「日常生活能力の程度」がほぼ「一部介助」とされていること、また、「要注

意度」が「随時一応の注意を必要とする」とされていること等を総合的に検討した結果、「障害非該当」と判定し、原処分を行ったところであり、処分庁としては、知能指数だけでなく、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、特別児童扶養手当障害程度認定基準に照らし合わせて、適正な判断を行っている。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

(2) 請求人の主張について

ア 自傷行動などがあり、コミュニケーション能力も乏しく、日常生活の身の回りのこと等に支援を必要とするとの主張については、特別児童扶養手当認定診断書の記載内容からは日常生活の大部分において注意や支援が必要とまで読み取ることにはできないから、請求人の主張には理由がない。

イ また、前回の判定はIQ57であり、今回はIQ56であることから障害の軽減は認められないこと、原処分は、知能指数のみで判断され、日常生活の様々な困りごとを軽視しているとの主張については、特別児童扶養手当認定診断書に基づいてIQの数値を含めた総合判断により原処分を行ったことが認められるから、請求人の主張を採用することはできない。

ウ さらに、原処分は、精神医学的総合判定で「中度」と判定する主治医の判断を無視し、特別児童扶養手当認定診断書を全く考慮していないとの主張については、「中度」の判定により障害の認定が一律に2級となるものではなく、処分庁は特別児童扶養手当認定診断書に記載されている内容を総合的に認定したことが認められるから、請求人の主張を採用することはできない。

(3) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年9月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月29日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分の前提として、嘱託医は、その医学的・

専門的見地から、特別児童扶養手当認定診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められ、かかる嘱託医の判定については、その過程において看過し難い過誤欠落があるとは認められない。

そして、嘱託医の判定に基づいて行った原処分時の処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められない。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美